

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	日本のアジア拠点化のための税制措置				
税 目	法人税、所得税				
要 望 の 内 容	<p>アジア本社や研究開発機能の呼び込みを図るため、法的枠組みの下で認定を受けた企業に対する税制上のインセンティブ制度を創設する。具体的には 法人税負担の軽減、当該企業の経営人材に対するストックオプションの付与に関する特例、事前照会に対する文書回答手続の特例、役員報酬の二重課税排除等の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1489 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1222 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 875 1489 969">1,985 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	1,985 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	1,985 百万円 （ - 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>税を中心としたビジネスコストの高さを要因として、国際的事業活動を行う企業の海外流出が進む中で、大胆な税制インセンティブを付与することにより、アジア本社や研究開発拠点等の高付加価値機能の国内集積、高度外国人材の呼び込み、国内雇用創出等を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>諸外国の産業政策・企業誘致策の積極化等により、日本の立地競争力低下が進み、企業の高付加価値拠点が他のアジア諸国に流出している。知財等の法整備や研究開発の環境等日本の強みを生かし、高付加価値を創出するアジア統括機能や、研究開発機能を有した拠点の立地を促進することが重要。そのためには、法人実効税率の一律引下げに加え、他のアジア諸国に比肩しうる大胆な税制の支援措置を整備することが不可欠。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業政策 02 技術革新の促進・環境整備 05 経営イノベーション・事業化促進 2. 対外経済政策 12 貿易投資促進
		政策の達成目標	グローバル企業の高付加価値機能を有する拠点の国内立地の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年
		同上の期間中の達成目標	海外企業の高付加価値機能を有する拠点の立地の増加（年間30件程度）
	政策目標の達成状況		
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	年間30件の高付加価値拠点（アジア本社・研究開発拠点）の増加を見込む。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業の立地判断に業種横断的に影響を及ぼすと指摘されている税を含むビジネスコストについて、韓国、シンガポールが20%前後の法人税率に加え、戦略分野にさらなる優遇税制を設けている中、日本への高付加価値拠点の立地を促進するためには、それらに比肩しうる大胆な税制インセンティブが必要。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「アジア拠点化促進高付加価値拠点立地推進事業費補助金（20億円）」として、高付加価値拠点の国内立地を支援するための補助金を要望。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	補助金は単年度措置であるため、ビジネスを始めるにあたって、短期的なインセンティブとなり得ても、安定的なビジネス展開を行う意思がある企業にとっては、中長期的な優遇が保証されている税制の措置が効果的。また、補助金は、拠点立地に係る初期投資に対する措置として有効であり、法人税負担減少を中心とした税制措置は、継続的に収益が上がる段階に対して有効。
	要望の措置の妥当性	グローバル企業の重要拠点が他のアジア諸国に流出している要因である「日本は税コストが高い」という認識を変える必要があり、税制優遇措置は必須。 また、韓国、シンガポール等アジア諸国をはじめとする諸外国では、税制優遇と補助金を併用して企業誘致を図っており、日本もこれらに比肩しうるインセンティブを講じるため施策の集中投下を図る必要。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		